

1名から受付できます

ご活用ください

福祉施設などでマイナンバーカード出張申請受付を行います

閩住民課住民班 ☎(84)1214



実施日時

期間 1月15日(水)～3月28日(金)

日(金)

※月・土・日曜日、祝・休日を除く。

時間 午前10時～正午

午後1時～3時

※希望により実施日時を調整します。

※申請受付にかかる時間

顔写真の撮影を含め、1人

あたり10分程度の申請受付時間を想定しています。

(必要書類を事前に準備していただいている場合)

暗証番号の設定が不要な

マイナンバーカードの

申請も可能です

暗証番号の設定や管理に不安がある方の負担軽減のため、「健康保険証」「本人確認書類」としての利用に特化した、暗証番号のないマイナンバーカード

福祉施設などに入所中でマイナンバーカードの申請手続きに、来庁できない方を対象に、住民課職員が施設へ出張し、申請に必要な顔写真撮影や申請受付の手続きを行います。マイナンバーカード発行後も、職員が再度施設へ訪問し、直接交付します。役場に一度も来庁することなくマイナンバーカードを作成できますので、この機会にぜひご利用ください。

ドを申請することもできます。

申請からカード交付までの流れ

1 入所者から施設へ相談

マイナンバーカードの取得を希望する旨を入所している福祉施設などにご相談のうえ、出張申請の対応が可能かどうかの確認をお願いします。

2 施設から住民課へ連絡

施設での対応が可能であれば、申請当日までの手続きなどの概要を説明しますので、施設の方から住民課住民班へ電話連絡をお願いします。

3 申請受付

職員が施設へ伺い、マイナンバーカードの申請受付を行います。(本人確認や顔写真の撮影を行います)

4 マイナンバーカードの交付

発行されたマイナンバーカードは、職員が再度施設へ伺い、

直接ご本人へお届けします。(申請から約1か月後)

申請に必要なもの

通知カード

(お持ちの方のみ)

住民基本台帳カード

(お持ちの方のみ)

申請者の本人確認書類

左表中のAから1点、またはBから2点はBから2点

種類	本人確認書類の例	備考
A	運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、障害者手帳など	官公署が発行した顔写真付き証明書など
B	資格確認書、健康保険証、介護保険証、年金手帳、母子健康手帳、生活保護受給証明書など	

※氏名と住所または生年月日が記載されている診察券をお持ちの場合は、診察券と表中Bのうち1点で、本人確認書類として使用することができません。

申込の条件

申請者

● 町内に住民登録している方(町外に住民登録がある方は、事前にご相談ください)

● 申請日から2か月以内に、住所や氏名を変更する予定がないこと

● マイナンバーカードを初めて申請する方

※更新(2枚目以降)の方は、要相談

福祉施設等

● 町内にある施設であること

● 施設で、申請受付会場の手配、申請者の取りまとめが可能であること